

## 基本施策 3 : 『健やかで思いやりのあるまちづくり』

### ～ 1) 保健、医療、福祉の充実 ～

#### 主要施策 1 保健・医療の充実

##### 主要事業 1-1 地域医療体制の充実

具体的方策	鳥取県、消防署、医療機関等との連携・協力を図り、救急処置・移送体制の整備・充実並びに休日・夜間の医療体制の充実に取り組みます。町内医療機関と連携し、日頃の健康管理のため、かかりつけ医の奨励と在宅医療体制の充実を図ります。		
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
31	継続	① 休日急患輪番制病院運営事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 救急車医師同乗システム	平成19年度～平成23年度
31-①	<b>休日急患輪番制病院運営事業（平成19年度～平成23年度）</b>		
目的	休日でも救急医療が24時間体制で提供できるよう医療体制の充実を図ります。		
概要	中部のふるさと広域連合に委託し、中部医療機関が輪番制で休日急患医療を行います。		
31-②	<b>救急車医師同乗システム（平成19年度～平成23年度）</b>		
目的	救急医療サービスの充実と救命率の向上を図ります。		
概要	心肺停止状態及び生命に危険が及ぶ状態の場合、赤碕診療所の医師が救急車に同乗して救急医療を行います。		

##### 主要事業 1-2 健康づくりと予防保健事業

具体的方策	各種健康診査への受診促進や相談・指導体制の充実を図るなど町民の健康づくりに努めます。また、温水プールやトレーニング施設などを備えた健康増進施設を整備し、運動習慣の一層の推進を図ります。		
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
32	継続	① 健康診査	平成19年度～平成23年度

	継続	② 各種健康教室	平成 19 年度～平成 23 年度
	継続	③ 食生活改善推進事業	平成 19 年度～平成 23 年度
	継続	④ 厚生部長の育成	平成 19 年度～平成 23 年度
	新規	⑤ 温水プール建設のための調査研究事業	平成 22 年度～平成 23 年度
<b>3 2 - ①</b>	<b>健康診査（平成 19 年度～平成 23 年度）</b>		
目 的	生活習慣病予防と疾病の早期発見のため健康診査をします。		
概 要	基本健康診査とがん検診をセットにしたり、休日検診を設けるなど町民が受診しやすい検診体制をつくり、受診率の向上を図ります。		
<b>3 2 - ②</b>	<b>各種健康教室（平成 19 年度～平成 23 年度）</b>		
目 的	生活習慣病の特性である運動・食事・禁煙など、個人の生活習慣の改善の重要性に対する町民の理解の推進を図ります。		
概 要	健康ウォーキングや糖尿病教室等、各種教室を部落単位または対象者別に運動・栄養・禁煙等生活改善の重要性を学習する場として開催し、効果的な保健指導の徹底により、生活習慣改善につなげます。		
<b>3 2 - ③</b>	<b>食生活改善推進事業（平成 19 年度～平成 23 年度）</b>		
目 的	生活習慣病予防及び疾病の重症化予防を図り、健康増進を推進します。		
概 要	食生活改善推進員等と協力し、食生活改善のための知識・技術を普及推進するための教室等を地域・病態別に開催します。		
<b>3 2 - ④</b>	<b>厚生部長の育成（平成 19 年度～平成 23 年度）</b>		
目 的	地域住民と行政とのパイプ役として、部落ごとに健康づくり事業を推進し、意識啓発を担う人づくりを行います。		
概 要	厚生部長を対象に研修会（講演会・学習会等）を開催し、健康づくりへの意識啓発を図り、地域での健康づくり事業の推進を図ります。		
<b>3 2 - ⑤</b>	<b>温水プール建設のための調査研究事業（平成 22 年度～平成 23 年度）</b>		
目 的	温水プールの建設について、多角的に検討するための調査研究事業を展開します。		
概 要	運動習慣を推進し、町民の生活習慣病予防及び疾病の重症化予防を図り、健康増進を推進するため、温水プールの建設について多角的に検討するための調査研究事業を実施します。		

主要事業 1 - 3 母子保健の充実

具体的方策		妊婦・乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導等各種保健指導を実施し、子育てに対する知識や技術を提供し、育児不安の軽減に努めます。また、幼児虐待や発達障害のある子ども等に対する支援の充実を図るため、医療機関、児童相談所、中部療育園、保育園、幼稚園、学校、地域との連携を強化します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
33	継続	① 母子保健事業	平成19年度～平成23年度
33-①	母子保健事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	妊婦や就学前までの幼児を対象に、各種健康診査、相談、訪問指導等を実施します。		
概要	子育てに対する知識や技術を提供し育児不安の軽減を図るとともに、疾病の早期発見及び療養への支援を行います。		

#### 主要事業 1-4 医療費の助成

具体的方策		身体に障害のある人、その他特に医療費の助成を必要とする者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の自己負担について助成します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
34	継続	① 特別医療費助成事業	平成19年度～平成23年度
34-①	特別医療費助成事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	身体に障害のある人、その他特に医療費の助成を必要とする者に対し、自己負担金を助成することにより、その健康の保持と生活の安定を図ります。		
概要	身体に障害のある人、知的に障害のある人、精神に障害のある人、ひとり親家庭、就学前小児（通院は5歳未満）、特定疾患患者に対し、医療費の自己負担金を助成します。		

### 主要施策 2 地域福祉の充実

#### 主要事業 2-1 地域ボランティア支援

具体的方策		福祉学習の充実やボランティア組織の整備、リーダーの育成などボランティア活動を支援していきます。ボランティアセンターの整備・充実を図り、ボランティアシステムづくりを推進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度

35	継続	① 愛の輪・福祉委員事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② さわやか福祉基金事業	平成19年度～平成23年度
35-①	愛の輪・福祉委員事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	一人暮らし高齢者の安否確認と福祉委員と連絡し地域の見守りを行います。		
概要	愛の輪協力員の研修、65歳以上の一人暮らし高齢者の方の安否確認と福祉委員との連携を行います。		
35-②	さわやか福祉基金事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	さわやか福祉給食を実施し、一人暮らし高齢者の支援を行います。		
概要	ボランティアによるさわやか福祉給食を実施し、地域の一人暮らし高齢者の援助を行います。		

## 主要事業 2-2 地域支え合い事業

具体的方策		社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域福祉ネットワークを推進し、地域福祉活動の充実を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
36	継続	① 地域福祉計画策定事業	平成19年度
	継続	② 社会福祉協議会補助事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 民生委員活動事業	平成19年度～平成23年度
	継続	④ 社会福祉施設借入金利子補助事業	平成19年度～平成23年度
	継続	⑤ 各種団体育成補助事業	平成19年度～平成23年度
36-①	地域福祉計画策定事業（平成19年度）		
目的	地域福祉計画策定によって地域住民の福祉充実を図り、町民の福祉への推進、啓発を行います。		
概要	住民と共に地域福祉計画を策定し福祉活動の推進を図り住民参画への福祉の町づくりを行います。		
36-②	社会福祉協議会補助事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	社会福祉活動の一助としての社会福祉協議会に運営補助を行い福祉活動の推進を図ります。		
概要	社会福祉活動の拠点である社会福祉協議会に運営補助を行い福祉活動の推進を図ります。		

36-③	民生委員活動事業（平成19年度～平成23年度）
目的	民生委員・主任児童委員により地域福祉活動の支援を図ります。
概要	民生委員、主任児童委員により低所得者、高齢者、母子世帯などの実態把握と援助活動、児童の保護など地域福祉活動を行い、各種研修会に積極的に参加し、部活動と支部会の委員相互の連携と、資質の向上に努め地域福祉の充実に努めます。
36-④	社会福祉施設借入金利子補助事業（平成19年度～平成23年度）
目的	社会福祉施設の建設資金借入金利子補助を行います。
概要	社会福祉法人立石会・百寿苑へ特別養護老人ホームの建設資金借入金の償還利子に対して補助を行います。
36-⑤	各種団体育成補助事業（平成19年度～平成23年度）
目的	各種団体育成に補助金を交付し、団体の運営を支援します。
概要	各種団体育成に補助金を交付し、福祉活動の推進を図ります。

### 主要施策 3 高齢者の生きがい対策、福祉の充実

#### 主要事業 3-1 高齢者の社会参加の推進

具体的方策	伝統文化・技能の伝承などを通して、子ども達等との世代間交流を推進します。老人クラブ、スポーツや趣味の活動、シルバー人材センターなど高齢者の自主的活動を支援します。		
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度	
37	継続	① 老人クラブ活動事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② シルバー人材センター運営事業	平成19年度～平成23年度
37-①	老人クラブ活動事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	高齢者の健康と生きがいづくりを通して、子ども達等との世代間交流を図ります。		
概要	老人クラブの活動の充実と発展を助長し、趣味活動・スポーツ等健康づくり・伝統文化・技能の伝承等を通して高齢者と地域の子どもの世代間交流を支援します。		

37-②	シルバー人材センター運営事業（平成19年度～平成23年度）
目的	高齢者の福祉推進及び雇用就業対策を図ります。
概要	高齢者が自己の知識と経験を活かして、地域社会の担い手として活躍するとともに、仲間づくりを通して就業環境の整備と交流を図ります。

### 主要事業 3-2 元気高齢者の支援

具体的方策		高齢者の健康づくりや趣味の活動などの生きがい教室の開催、生きがい就労推進等、生涯現役のまちづくりを進めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
38	継続	① 高齢者のつどい事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② ふれあいいきいきサロン事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 生きがいと創造の事業	平成19年度～平成23年度
38-①	高齢者のつどい事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域の高齢者が福祉の推進と研修を図ります。		
概要	地域の高齢者が年1回一同につどい、講演・演芸等を行い、親睦を図ります。		
38-②	ふれあいいきいきサロン事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	ふれあいいきいきサロンへの助成と運営支援を行います。		
概要	ふれあいいきいきサロンは、小地域よりさらに住民が集まりやすい集落ごとのサロンに対して支援し助成を行います。		
38-③	生きがいと創造の事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	各趣味のグループの育成を行います。		
概要	高齢者の生きがいと創造は、各趣味（ちぎり絵・竹細工・陶芸・木工等）のグループの育成を行い、生きがいのある支援活動を図ります。		

### 主要事業 3-3 在宅福祉の充実

具体的方策	認知症予防対策やリハビリテーションなど生活支援事業を総合的に実施し、高齢者の在宅支援に努めます。地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所や介護支援専門員との連絡調整を図り、介護体制の推進に努めます。
-------	--

通し 番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
39	継続	① 介護予防特定高齢者事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 介護予防一般高齢者事業	平成19年度～平成23年度
39-①	介護予防特定高齢者事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	介護保険に移行しないよう、介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を特定高齢者と位置づけ予防します。		
概要	認知症の早期発見・予防教室により、認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援します。また、高齢者専用マシーンを使用してリハビリすることで、全身の基礎体力を向上させ、閉じこもりを予防します。		
39-②	介護予防一般高齢者事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	介護保険の理念を広く普及し、高齢者が生涯健康で暮らしていけるよう支援します。		
概要	<p>琴浦町地域包括支援センターを中心に、高齢者の実態把握に努め、広く介護保険の理念である予防重視の知識と意識啓発に努めます。</p> <p>老人クラブ等への健康教室や高齢者の低栄養予防に努め、介護家族への支援などを行います。</p> <p>また、介護支援専門員や居宅介護事業所への指導・助言を行い、介護予防に努めます。</p>		

## 主要施策 4 児童福祉・子育て支援対策の充実

### 主要事業 4-1 子育て支援の充実

通し 番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
	具体的方策		子育て支援センターを整備・充実し、地域子育て仲間づくりや一時預かり制度の拡充など子育て支援活動の充実に努めます。育児休業の取得促進施策、子育てヘルパー派遣事業などの充実に努めます。
40	新規	① 虐待ネットワーク事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 子育て支援センター	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 病後児保育事業の充実	平成19年度～平成23年度
	継続	④ 一時保育事業の充実	平成19年度～平成23年度
	新規	⑤ 放課後子どもプラン事業	平成19年度～平成23年度
40-①	虐待ネットワーク事業（平成19年度～平成23年度）		

目的	住民に身近な地域において関係機関のネットワークを整備し、被虐待児童の早期発見とサポートシステムを強化します。
概要	児童虐待に対する共通理解を図ります。 児童虐待とその対応・援助の方法等を的確に行うためのネットワークづくり、児童虐待予防と啓発を図ります。
40-②	<b>子育て支援センター（平成19年度～平成23年度）</b>
目的	子育て支援センターの機能の充実を図ります。
概要	保育園を会場に、子育てに関する悩みや心配事の相談に応じていきます。 保育園児と未就園児との交流や保護者同士の交流事業を行います。子育てサークルへの支援を図ります。
40-③	<b>病後児保育事業の充実（平成19年度～平成23年度）</b>
目的	病気の回復期で集団生活が困難な児童の保育をします。
概要	保育園に通園中で、病気の回復期にあることから集団保育が困難な児童で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童をお預かりし、児童の育成を図ります。（回復期に至らない場合も含めて実施）
40-④	<b>一時保育事業の充実（平成19年度～平成23年度）</b>
目的	保護者のやむを得ない事情により、一般的に保育が必要となった児童を保育園で預かります。
概要	保護者が利用しやすいように環境の整備を図るとともに、保護者のニーズの把握に努め、児童の育成を図ります。
40-⑤	<b>放課後子どもプラン事業（平成19年度～平成23年度）</b>
目的	地域の実態を把握し、学童保育の充実を図ります。
概要	地域ごとの学童保育の要望を調査し、地域の要望にあった取組を各地域の住民の方々と一緒に検討し、その充実を図ります。

#### 主要事業 4-2 保育事業の推進

具体的方策	保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブの充実、保育料の軽減等に努めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
41	継続 ① 通常保育	平成19年度～平成23年度

	継続	② 延長保育	平成 19 年度～平成 23 年度
4 1 - ①	通常保育（平成 19 年度～平成 23 年度）		
目 的	保育園では、仕事等で児童の面倒を見ることが出来ない家庭の児童を預かります。		
概 要	小学校入学前（就学前）の 0 歳～5 歳の児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設で、児童の心身の健全な発達を図ります。		
4 1 - ②	延長保育（平成 19 年度～平成 23 年度）		
目 的	保育時間の開園時期の始期及び終期の前後に保育需要のある児童への対応を図ります。		
概 要	全園で延長保育を実施しており、私立みどり保育園で 1 時間、他の園では 3 0 分の延長保育を実施しています。これからの利用者のニーズを把握し、延長時間の検討をいたします。		

## 主要施策 5 障害者（児）福祉の充実

### 主要事業 5 - 1 障害者在宅福祉の推進

具体的方策	<p>障害者自立支援法に基づくホームヘルプ等の障害福祉サービスの充実とともに、相談支援等の地域生活支援事業の拡充に努め、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。</p> <p>また、スポーツや文化活動への参加を促進するなど、障害のある人の社会参加を推進します。</p>		
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
4 2	継続	① 障害者介護給付事業	平成 19 年度～平成 23 年度
	継続	② 障害者訓練等給付事業	平成 19 年度～平成 23 年度
	継続	③ 障害者地域生活支援事業	平成 19 年度～平成 23 年度
4 2 - ①	障害者介護給付事業（平成 19 年度～平成 23 年度）		
目 的	障害のある人等の個々の障害に応じ、必要なサービスが受けられるよう基盤整備と利用支援を行います。		
概 要	居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等の個々の障害のある人にとって必要なサービスを提供し、障害のある人の在宅、施設生活の充実を図ります。		
4 2 - ②	障害者訓練等給付事業（平成 19 年度～平成 23 年度）		

目的	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活ができるよう必要な訓練等を実施します。
概要	障害のある人等の個々の能力及び適性に応じ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の訓練等給付を行い、障害のある人等の自立促進を図ります。
42-③	<b>障害者地域生活支援事業（平成19年度～平成23年度）</b>
目的	相談支援、移動支援、地域活動支援センター等事業を地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施します。
概要	障害のある人等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害のある人の移動を支援する事業、地域活動支援センター等を地域の実情に合わせ実施します。

### 主要事業 5-2 バリアフリーのまちづくり

具体的方策		公共施設のバリアフリー化の推進など障害のある人や高齢者等にやさしいまちづくりに努めます。障害のある人に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施し心のバリアフリーを進めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
43	継続	① 福祉のまちづくり計画策定事業	平成19年度～平成23年度
	新規	② 心のバリアフリー啓発事業	平成20年度
43-①	<b>福祉のまちづくり計画策定事業（平成19年度～平成23年度）</b>		
目的	福祉のまちづくり協議会を設置し、福祉のまちづくり計画を策定するとともに、町内のバリアフリー化を推進します。		
概要	福祉のまちづくり計画を策定するとともに、計画の進捗状況や町内の公共施設等のバリアフリー化について毎年委員による点検、協議を行い、改善を促進します。		
43-②	<b>心のバリアフリー啓発事業（平成20年度）</b>		
目的	障害のある人に対する理解を深めるため、広報啓発活動を実施します。		
概要	障害のある人に対する予断や偏見を取り除き、理解を深めるため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等についてのパンフレット作成や研修会を開催します。		

### 主要施策 6 母子・父子福祉の充実

#### 主要事業 6-1 母子・父子家庭への支援

具体的方策		母子・父子家庭の生活の安定と向上を図るとともに、児童が心身ともに健やかに成長されるよう必要な諸条件を整え、支援する施策を推進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
44	継続	① 母子会助成事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② ひとり親家庭小中学校入学支度金助成事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 父子手当事業	平成19年度～平成23年度
	継続	④ 遺児手当事業	平成19年度～平成23年度
44-①	母子会助成事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	母子会活動を推進し、母子家庭等の問題解決や生活の安定に向け援助支援を行います。		
概要	母子会活動を通して、母子家庭等の相互連携と親睦を深めます。また、支援制度等についての情報提供、関係団体等への連絡体制の整備を図ります。		
44-②	ひとり親家庭小中学校入学支度金助成事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	ひとり親家庭の健全な育成を図り、福祉の向上を推進します。		
概要	小学校・中学校に入学する児童・生徒を養育している配偶者のいない者（ただし生活保護及び所得税を納めているものを除く）に対し、入学支度金を支給します。		
44-③	父子手当事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	父子家庭の心情を扶助し、母のない子の福祉の増進を図ります。		
概要	義務教育終了までの児童を養育する父子家庭に手当を支給します。		
44-④	遺児手当事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	遺児の健全な育成に寄与し、福祉の増進を図ります。		
概要	義務教育終了までに遺児（父死亡、又は父が障害の状態にある場合等）を養育する者に手当を支給します。		

～ 2) 人権意識の高揚 ～

主要施策 7 人権意識の高揚
----------------

主要事業 7-1 人権尊重のまちづくり

具体的方策		「あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、部落差別をはじめ、子どもや女性、高齢者、障害のある人、在住外国人などあらゆる人権を尊重するまちづくりを総合的に進めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
45	継続	① 人権問題に関する住民意識調査実施	平成20年度
	継続	② あらゆる差別をなくする総合計画策定	平成21年度
	継続	③ あらゆる差別をなくする実施計画策定	平成22年度
45-①	人権問題に関する住民意識調査実施（平成20年度）		
目的	部落差別撤廃とあらゆる差別をなくするための施策推進を目的として、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する住民意識調査を実施します。		
概要	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する住民意識調査を実施し、分析を行います。		
45-②	あらゆる差別をなくする総合計画策定（平成21年度）		
目的	部落差別撤廃への施策推進と、あらゆる差別の解決のための総合施策を計画的に推進するため、総合計画を策定します。		
概要	あらゆる差別をなくする総合計画を策定します。		
45-③	あらゆる差別をなくする実施計画策定（平成22年度）		
目的	部落差別撤廃への施策推進と、あらゆる差別の解決のための総合施策を計画的に推進するため、実施計画を策定します。		
概要	あらゆる差別をなくする実施計画を策定します。		

主要事業 7-2 人権・同和教育の推進

具体的方策		同和教育や人権教育に関する講演会や研修会、地域懇談会、町民集会等を開催し意識啓発を図るとともに、各団体や組織活動の支援、連携による啓発活動の充実に努めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
46	継続	① 人権・同和教育推進事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 社会同和教育推進研究事業	平成19年度～平成23年度

	継続	③ 県・町の部落解放月間（週間）中の啓発	平成19年度～平成23年度
46-①	人権・同和教育推進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	人権意識の高揚、地域等での人権・同和教育を推進します。 地域等での指導者・推進者を育成します。		
概要	差別をなくする町民集会など各種講演会、研修会等を開催し、学習機会を提供します。 社会教育関係団体等各種団体が行う研修を促進します。 行政職員、教職員、社会教育関係者等を県内外各種大会等へ派遣します。 各部落同和教育推進員の研修会や指導者・推進者養成講座を開催します。		
46-②	社会同和教育推進研究事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	町並びに各地区における人権・同和教育の推進をします。		
概要	町同和教育推進協議会及び各地区同和教育推進研究協議会に対し、人権・同和教育の推進、研究委託を行うとともに、各団体と連携を図り、町並びに各地区における人権・同和教育の推進に努めます。		
46-③	県・町の部落解放月間（週間）中の啓発（平成19年度～平成23年度）		
目的	人権意識の高揚を図ります。		
概要	鳥取県部落解放月間、琴浦町部落解放週間に、啓発ワッペンの着用、啓発看板の設置など各種啓発活動を行います。		

### 主要事業 7-3 人権・同和対策事業の推進

具体的方策		文化センターの整備及び隣保館事業の充実、生活相談員設置、人権教育推進員の設置、進学奨励金給付事業等各種制度の実施など同和対策事業を総合的に推進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
47	継続	① 進学奨励金給付事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 修業資金給付事業	平成19年度～平成23年度
47-①	進学奨励金給付事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	町内の同和地区に住所を有する者又は同和地区出身者の子等に琴浦町進学奨励金を給付することにより、社会に有用な人材を育成します。		
概要	本町の同和地区出身者で、高等学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校に在学する人に対し奨学金を支給します。		

47-②	修業資金給付事業（平成19年度～平成23年度）
目的	町内の同和地区又は母子若しくは父子における家庭の子どもで、修業するために必要な知識及び技能を習得せんとする者に対し、就業の機会の確保を図り、もって経済的自立を助成します。
概要	義務教育終了及び高等学校卒業（中途退学者を含む）後1年以内に修業の目的で専修学校及び各種学校へ就学する者に対し、就学資金を支給します。